

# 学校生活のきまり

西深津小学校

2026年(令和8年)4月 現在

このきまりは、家庭と学校が一体となって、こどもたちの成長と安全を見守りながら、学校生活をよりよいものにするために考えていきたい内容を示しています。

## 【持ち物】

- 必ず名前を書く。
- 学校生活や、学習に必要な物を持って来ない。
- ランドセルに、防犯ブザーをつけておく。
- 携帯電話は、持って来ない。ただし、下校の連絡で、保護者が必要とし学校への申し出があり、許可した場合のみ可とし、登校時に職員室預かりとする。

## 【登下校】

- 通学路を歩いて安全に登下校する。
- 登校は、集合場所や集合時刻を守り、登校班で登校する。
- 忘れ物をしても、取りに帰らない。
- 登校してからは、許可なく校外に出ない。
- 下校は、寄り道をせず、なるべく近くの友達と下校する。

## 【放課後】

- 忘れ物を取りに来た場合は、職員室の先生に要件を言って校舎に入り、終わったら報告をする。
- おかしなどの食べ物は持って来ない。

## 【校内・運動場での過ごし方】

- 天候や状況に応じた、安全な過ごし方、遊び方をする。
- ボールをける遊びは、朝休憩だけとする。
- 児童玄関を出たスロープの所では、遊ばない。
- ジャングルジムやすべり台では、危険につながるような遊び方はしない。

## 【家に帰る時刻】

- 夏時間(3月～9月末) 午後6時まで。
- 冬時間(10月～2月末) 午後5時まで。

## 【校外での過ごし方】

- こどもだけでは、校区外に行かない。
- 公園では、ルールやマナーを守って遊ぶ。
- 道路や駐車場など、危険な場所では遊ばない。

## 【交通安全】

- 歩く時や自転車に乗るときは、交通ルールを守り安全に気を付ける。
- 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用する。(改正道路交通法により努力義務)

## 【身だしなみ】

- 夏服の目安(6月～9月) 冬服の目安(10月～5月)

### ○上着

- ・学校推奨の規定服
- ・ボタンをとめる。

### ○シャツ

- ・白色カッターシャツ、白色ブラウス、白色ポロシャツ
- ・ズボンやスカートの中に入れる。
- ・ボタンをとめる。

### ○ズボン・スカート

- ・紺色半ズボン、紺色スカート
- ・長ズボンを、季節や気温、状況に応じて着用してもよい。ただし、学校生活の妨げにならない材質、色とする。

### ○ソックス

- ・白、黒、紺色のスクールソックスを基本とする。

### ○シューズ

- ・白色が基調のものを基本とする。
- ・名前を書く。

### ○くつ

- ・運動しやすく、白色が基調のものを基本とする。
- ・名前を書く。

○ベスト、セーター

- ・黒、紺色を基本とする。
- ・上着の下に着用する。

○防寒着等

- ・季節や気温、体調に応じて判断する。
- ・防寒用のジャンパー、手袋、マフラーを着用してよいが、教室内ではとる。
- ・タイツ等を着用してもよい。

○帽子

- ・規定の白色帽子(6月～9月)
- ・規定の紺色帽子(10月～5月)

○名札

- ・規程の名札を左胸につける。(学校で販売88円)

○体操服

- ・学校推奨の体操服(白の長袖又は半袖)、ハーフパンツを着用する。
- ・気温や体調等の都合で、学校推奨のジャージの上下(長袖・長ズボン)を着用してもよい。(令和8年度より導入)

・気温、体調等の都合で長袖の上着、長ズボンを着用する場合は学校推奨のジャージの上着、長ズボンに準ずる物を準備する。

※この場合の長ズボンは、体育以外で着用するものとは別の物とする。

- ・気温、体調等の都合でハーフパンツの下にタイツを着用する場合は、その旨を連絡帳等を通じて担任に連絡する。

- ・赤白帽子を着用する。

○頭髪

- ・学校生活の場にふさわしいように整える。
- ・長い場合は、ゴムで束ねる。ゴムの色は、紺、黒、茶色とし、飾りのない物にする。
- ・染めたり、脱色したりしない。

○その他

- ・夏場において冷却タオル等を使用してよいが、教室内ではとる。
- ・冬場においてカイロを使用してよいが、学習の妨げにならないようにする。

## 【学習用具】

### ○筆箱

- ・鉛筆が固定できる「箱型」の物を基本とし、必要な物がきちんと収納できる物。

### ○鉛筆等

- ・鉛筆5本ほど  
〈1～2年(2B)、3～4年(2B か B)、5～6年(B か HB)が望ましい。〉
- ・赤鉛筆、又は赤ボールペン
- ・名前ペン
- ・学びに役立てるための色ペンは、必要に応じて使用してもよい。
- ・シャープペンシルは、4年生以上で、必要に応じて使用してもよい。

## 【特別な指導】

- 問題行動が起きた場合は、事実確認をもとに家庭や関係機関と連携を取りながら課題の解決、再発防止に向けた指導を行う。
- 必要に応じて、別室指導を行う。